

令和6年度「伝統音楽指導者研修会」実施要項

1. 目的

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修を行い、受講者が各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言を行うことによって、我が国の伝統音楽の指導の充実を図る。

2. 主催

文化庁

3. 共催

国立大学法人東京藝術大学

4. 開催期日

令和6年8月1日（木）・8月2日（金）

会場：国立大学法人東京藝術大学（上野キャンパス）

〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2番8号

※受付：奏楽堂ホワイエ

5. 日程

○実技コース

8月1日（木）1日目

9:30 10:00 10:40 11:00 12:30 13:30 15:30 15:50 17:00

受付	開会式	休憩・移動	実技研修① (90分)	昼食 (60分)	実技研修② (120分)	休憩・移動	鑑賞研修 (70分)
奏楽堂			各研修会場	昼食会場※3	各研修会場		奏楽堂

8月2日（金）2日目

9:00 9:20 11:45 13:00 14:00 14:20 15:30 15:50 16:30

受付	実技研修③ (145分)	昼食 (75分)	合奏練習 (60分)	移動・設営	演奏発表 (70分) ※1	閉会式	協議会 ※2
奏楽堂	各研修会場	昼食会場※3	各研修会場		奏楽堂		

○授業実践コース

8月1日（木）1日目

9:30 10:00 10:40 11:00 12:30 13:30 15:30 15:50 17:00

受付	開会式	休憩・移動	理論研修①・ 実技研修 (90分)	昼食 (60分)	理論研修②・ 実技研修 (120分)	休憩・移動	鑑賞研修 (70分)
奏楽堂			第6ホール	昼食会場※3	第6ホール		奏楽堂

8月2日（金）2日目

9:00 9:20 10:00 11:45 13:00 13:45 15:15 15:30 15:50 16:30

受付	理論研修 ③ (40分)	グループ協議① (105分・ 休憩を含む)	昼食 (75分)	グループ協議② (45分)	全体協議・講評 (90分・休憩を含む) ※1	休憩・移動	閉会式	協議会 ※2
奏楽堂		第6ホール	昼食会場※3	第6ホール	第6ホール			奏楽堂

- ※1 「演奏発表」及び「全体協議」は、会場準備を含む。
 ※2 「協議会」は、閉会式後に希望者による参加とする。
 ※3 「昼食」は、大学キャンパス内の学食利用を推奨する。

6. 研修内容

○実技コース

実技研修①～③（第1日及び第2日）：

「箏曲（山田流）」、「箏曲（生田流）」、「尺八（都山流）」、「長唄三味線」、
 「邦楽囃子（大鼓、小鼓、太鼓）」、「邦楽囃子（篠笛）」、「長唄」
 「伝統的な歌唱・箏曲（山田流）」、「伝統的な歌唱・謡曲（宝生流）」
 の各コース別に実技研修を行う。

○授業実践コース

学習指導要領に基づく教科調査官等による理論研修、実技研修、
 我が国の伝統音楽の指導に関するグループおよび全体での協議を行う。
 （令和6年度は「雅楽を中心とした伝統音楽の実践と指導法」等を行う。）

-鑑賞研修（第1日）：

実技コース、授業実践コースともに模範演奏の鑑賞を行う。

-演奏発表・グループ協議及び全体協議（第2日）：

- ・実技コースは実技研修の成果について、演奏発表を行う。
- ・授業実践コースは理論・実技研修をふまえたグループ協議及び全体協議を行う。

-協議会（第2日）：

実技コース、授業実践コースともに研修の振り返りと今後の自身の講師等としての活動に向けた意見交換を行う。（希望者による参加）

7. 参加者

(1) 参加対象者

○実技コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって、各地域で本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定のある者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・各都道府県・指定都市から3～5名程度
- ・実技コースにおける実技研修の各コース定員上限

コース名	定員	コース名	定員
1. 箏曲（山田流）	10人	6. 邦楽囃子（大鼓）	30人
2. 箏曲（生田流）	20人	7. 邦楽囃子（小鼓）	
3. 尺八（都山流）	15人	8. 邦楽囃子（太鼓）	
4. 長唄三味線	30人	9. 長唄	20人
5. 邦楽囃子（篠笛）	20人	10. 伝統的な歌唱の箏曲（山田流）	5人
		11. 伝統的な歌唱の謡曲（宝生流）	10人

○授業実践コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって、校内研修や研究会等で我が国の伝統音楽を教材とした授業を公開する予定がある者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・60名まで

③第2希望・第3希望（実技コース）

- ・授業実践コースの希望が多く受講者とならなかった者で、実技コースの受講資格を満たす者は、実技コースを第2希望・第3希望とすることができる。

(2) 成果の還元・普及

都道府県及び指定都市教育委員会においては、参加者の成果の普及の場を設けるよう努めるものとする。また、参加者は様々な手段・方法により、積極的に本研修会における成果を域内の学校等に普及するよう努めるものとする。

8. 授業実践事例の提出

参加者から提出された資料は、本研修会の運営等の参考に資するとともに、我が国の伝統音楽に関する取組の一例として公表することがある。また、提出された資料は取りまとめ、参考資料として本研修会の参加者に配布する。

9. その他

- (1) 本研修会は、実技コースでは実技研修、授業実践コースでは理論・実技研修を中心とするものであることを理解した上で受講すること。
- (2) 本研修会の受講後、本研修会の成果をどのように各地域に還元したかについて、報告を求めることがある。
- (3) 別紙1において報告された受講希望者の経験等に応じたクラス編成を行うが、当日の状況によりコースの変更があり得る。
- (4) 受講するコースにより、実技研修に必要な消耗品や、研修会場内で着用する白足袋等の持参が必要となる場合があるため、受講決定時の通知文書をよく確認した上で受講すること。
- (5) 宿泊が必要な場合は、各自で準備するものとする。